

御見積書

補償 買主は、①買主による製品の使用、運用または占有、②買主による製品の改修もしくは変更、または買主の製品の損傷もしくは破壊との組み合わせ、③買主の改修または損失による作業または不作業、または④買主による本契約の違反により買主およびその関係会社が増したまたは増える可能性のある一切の損失、損害、支出（弁護士費用その他の費用を含む）、並びに買主およびその関係会社に対し賠償し、防衛する。

弁済 買主はいつでも製品の設計および構造に変更を加えることができる。買主が決定する優先順位もしくはは規則またはサプライヤーに原材料がないことにより材料の確保ができない場合、買主はその材料の適切な代替品を提供する”とすることができる。買主はいつでも現在の製品を廃止することができる。買主は、注文を満たす代替品の受け入れに合意する。

知的財産権 1. 買主は、買主を含む顧客に提供する独自の製品ラインを有する。買主は、製品に関連する全ての知的財産権およびノウハウ、ならびに、製品または本契約に関連して書かれた全ての設計、文書、ソフトウェア、プログラム、発明、特許および情報権を所有しまたは権限を有しており、本契約のいかなる条項も、当該知的財産権を買主に移転させる効力を有しない。
2. 製品に関連する指示書または仕様書に従って買主が製品を正しく使用しているにもかかわらず、買主が製品を運送した国において、製品が第三者の特許権その他の知的財産権を侵害していることと第三者が要求、主張または提訴する場合、買主は①または当該請求について買主に通知するものとし、②改修または変更を有するが当該請求の範囲を越えてはならない。③買主が当該請求に回答する交渉、訴訟およびその他の取組を行うことができる明示的な権限を付与し、④買主が合理的に要求する全ての情報、文書および証拠を提供する。
3. 上記規定を制限することなく、買主が製品を運送した国において、製品が第三者の特許権その他の知的財産権を侵害すると判断された場合、買主は、その国境より以下のいずれかの対応をとる。①当該侵害につきいかなる責任を負うことなく該当製品を継続して使用する権利を買主のために取得する。②権利侵害がないように該当製品を設計変更する。③該当製品を、権利侵害をしない同等機能を持った製品と交換する。④当該侵害製品に対して買主が支払った代金を払い返す。本条で規定される買主の責任は、第三者の所有する知的財産権の侵害についての買主の責任のすべてである。
4. 買主は、①買主による改修または仕様書に基づいて買主が製造した製品について、第三者が所有する特許権その他の知的財産権を侵害すること、または②買主から納入されていない機件、装置またはソフトウェアと製品（ソフトウェアを含む。）の組み合わせ、運用または使用が、第三者の所有する特許権その他の知的財産権を侵害することを主張する第三者による要求、請求、訴訟に起因しまたは関連する全ての損失、損害、費用、債務および経費（訴訟費用を含む。）を買主にに対し補償する。

機密情報 買主（またはその下請け業者もしくはサプライヤー）が買主に開示した仕様書、サンプル、パターン、設計、計測、図面、文書、データ、運用データ、事業運営、顧客リスト、価格表、割引または払戻しを含む買主の保有する非公開または機密情報は、口頭、文書、電子その他の形式または媒体での開示に関わらず、また、「機密情報」として表示、指定その他特定されていたかに関わらず、本契約を履行するためだけに使用され、買主からの書面での事前の承認がない限り、開示または複製することができない。買主の要求により、買主は買主より受け取った全ての文書及びその他の資料を速やかに返却または破壊する。買主は本条の違反に対し請求を行う権利を有する。以下の情報については本条は適用されない。①公衆の知るところの情報。②開示前に買主が知っていた情報。③買主が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得した情報。買主は、買主から得た製品および製品材料をリバーズ・エンジニアリングしてはならず、また第三者に行わせはならない。

データ・プライバシー 事業の履行において、当事者は、規則（EU）2016/679一般データ保護規則（GDPR）、個人情報に関するその他の欧州連合の法令およびMARKEM-IMAJEに適用される類似の法令のもとで、個人情報（以下「個人データ」という。）を共有する。当事者は、GDPR第5条以下の条項に従って行動する。委託者は常にデータ最小化及び目的利用の原則に従って行動する。すなわち、第9条に従い、既述条件に従い必要である場合に限り個人情報を提供し、また、個人情報処理する際、当事者は、データ保護に関する法令および契約の条項を遵守する。これは、包括かつ適切な技術的データセキュリティ対策（データ保護法第32条）および従業員が個人情報を機密情報として扱うべき義務も含まれる。処理される個人情報本契約の締結のための識別データよりも多い場合、当事者はデータ保護法第28条以下に従い、データ保護附属書を締結する。次のemailアドレスにメール送信する方法により、いつでもGDPRに基づく権利を行使することができる。privacy@markem-imaje.com、詳細については、次のウェブサイト参照、https://www.markem-imaje.com/privacy.

不可抗力 いずれの当事者も、許容される遅延が発生した場合、その履行を停止することができる。許容される遅延には、当該履行を行う当事者の過失によるものではなく、天災、制限、禁止、政府当局による優先順位や配分、輸出禁止、洪水、火災、地震、疫病、伝染病、異常気象、同様のまたは政府の要請による遅延、ストライク、労働争議（履行を行う当事者の従業員が関与するものに限る。）によるものを含む。

法令遵守 1. 本条に基づき義務の履行および権利の行使において、買主は常に地理的に行動し、①政府、規制当局その他の準連帯機関、国境、行動制限、制裁措置その他の条約条項、②地方法、および③米国ならびに買主と買主の設立地および本契約の履行を行う地の裁判所の決定または判決（以下、「法」という。）を遵守するものとする。これは、選択的力を有する国境、詐欺、マネーロンダリング（米国海外資産報告法禁止法および英国国際税法を含む。）に関する法令ならびに選好的力を有する輸出規制、税金、税関に関する法令（以下「輸出法」という。）が含まれる。
2. 買主は、製品、ならびに本条に基づき買主から取得した製品およびテクノロジー、元々の形態のまま他の物に組み込まれたかを問わず、輸出法に違反して輸出、販売、転用、転送または処分されないことを保証する。
3. 買主は、米国または欧州の法律に基づく制裁措置の対象国への製品の輸出およびサポートを行わない旨の誓約を確立し、これに同意する。また、キューバ、イラン、シリア、スーダン、北朝鮮および現在シリアが占拠しているウクライナのクリミア半島の現在の政治的及び人道状況ならびに関連する取引に懸念する買主のリスクに際して、買主は、当該国への製品の販売およびサポート（ソフトウェアおよび消耗品の提供を含む。）を行わないことを決定した。買主は、ミャンマー（ビルマ）への販売およびサポートは、取引ごとに確認する。買主は、国際情勢により変動する対象国リストを、その都度更新する。また、買主は、取引制限対象リストに記載のある法人に対する製品の販売またはサポートを停止することができる。買主がこれらの国または法人への製品の販売およびサポートを拒否した場合、買主は、買主に対し、なんらの権利も有しない。買主は、上記の国に、直接または間接を問わず、製品の輸出または再輸出をしてはならない。
4. 買主は、関連地域のデータ保護および個人情報保護法に従い、従業員、代理店及び請負業者がこれを遵守するよう保証する。

輸出管理 買主は、ビジネスパートナーが関連するあらゆる輸出管理法および規則を遵守することを期待している。ビジネスパートナーは、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、クリミア（ウクライナ）、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアの地域、またはこれらの国および地域に個人または法人、製品、ソフトウェアおよびサービスに関わる取引を直接または間接を問わず行わないという買主の方針を遵守することに合意する。買主は、直接または間接を問わず、取引制限団体や取引制限エンドユーザーと取引を行わない。

譲渡 買主は、買主の権限ある役員による事前の承認のない限り、本契約を譲渡できない。当該承認の拒否は、いかなる理由であるともとを問わない。
完全性 本契約の条項は、買主と買主との間の完全な合意である。本契約の条項は独立不可分であり、条項の一部が執行不能であっても、残りの条項には影響しない。相手方の書面が署名による同意のない限り、いかなる条項の権利放棄も認められない。権利放棄がなれる場合であっても、継続的権利放棄、他の条項の権利放棄、契約違反または不履行とはならない。買主は、上記による責任を負わない。

言語 本条項は英語で作成され、日本語に翻訳される。英語版が正本であり、日本語版は参考として作成されたものである。争議が生じた場合は英語が優先する。

準拠法および紛争解決 本条項ならびに買主と買主の関係に起因するあらゆる請求は、法の抵触のルールおよびウィーン売買条約の適用除外にかかわらず、買主の国及び州の法律に従って解釈され、これに準拠する。契約または取引に起因し、または関連する買主および買主の間の争訟は、買主の国および州の裁判所を専断的合意管轄裁判所とする。